

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告示	所管課(室)名
・令和4年度第1次保安林皆伐許容面積の公表	林 政 課
・保安林の指定施業要件の変更の予定	〃
・土地収用法に基づく事業の認定	用 地 課
◎ 公 告	
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(2件)	漁 業 振 興 課
・都市計画の図書の縦覧(2件)	都 市 政 策 課
◎ 監査委員公表	
・令和3年度長崎県公営企業会計定期監査結果に対する措置の公表	監 査 事 務 局
◎ 長崎県病院企業団規程	
・長崎県病院企業団電子署名規程	長崎県病院企業団

## 告 示

### 長崎県告示第52号

令和4年度において第1次に許可すべき保安林の皆伐面積の限度を、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

長崎県知事 中村 法道

令和4年度における第1次保安林皆伐面積の限度(単位 ヘクタール)

同一の単位と された保安林	皆伐面積		計
	民有林	国有林	
西彼地区 水源涵養保安林	247.00	79.00	326.00
多良地区 水源涵養保安林	219.00	209.00	428.00
雲仙地区 水源涵養保安林	48.00	316.00	364.00
県北地区 水源涵養保安林	117.00	69.00	186.00
平戸地区 水源涵養保安林	23.00	9.00	32.00
福江島地区 水源涵養保安林	204.00	81.00	285.00

奈留島地区 水源涵養保安林	17.00		17.00
若松島地区 水源涵養保安林	42.00		42.00
中通島地区 水源涵養保安林	53.00		53.00
上県地区 水源涵養保安林	259.00	57.00	316.00
下県地区 水源涵養保安林	254.00	99.00	353.00
西彼地区 土砂流出防備保安林	158.00		158.00
多良地区 土砂流出防備保安林	215.00		215.00
雲仙地区 土砂流出防備保安林	91.00	8.00	99.00
県北地区 土砂流出防備保安林	106.00	1.00	107.00
平戸地区 土砂流出防備保安林	42.00	1.00	43.00
福江島地区 土砂流出防備保安林	208.00	12.00	220.00
中通島地区 土砂流出防備保安林	90.00	1.00	91.00
奈留島地区 土砂流出防備保安林	1.00		1.00
若松島地区 土砂流出防備保安林	38.00		38.00
壱岐地区 土砂流出防備保安林	0.71		0.71
上県地区 土砂流出防備保安林	96.00		96.00
下県地区 土砂流出防備保安林	62.00	16.00	78.00
下県地区 土砂崩壊防備保安林	0.06		0.06
中通島地区 防風保安林	1.00		1.00
西彼地区 干害防備保安林	33.00	53.00	86.00
多良地区 干害防備保安林	36.00	7.00	43.00
雲仙地区 干害防備保安林	27.00		27.00
県北地区 干害防備保安林	37.00	4.00	41.00

平戸地区 干害防備保安林	15.00		15.00
福江島地区 干害防備保安林	8.00	62.00	70.00
中通島地区 干害防備保安林	23.00		23.00
上県地区 干害防備保安林	37.00	22.00	59.00
下県地区 干害防備保安林	157.00	69.00	226.00
県下一円 保健保安林	111.00	9.00	120.00

**長崎県告示第53号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けた。

令和4年2月1日

長崎県知事 中村 法道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西海市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第54号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をした。

令和4年2月1日

長崎県知事 中村 法道

- 第1 起業者の名称 平戸市
- 第2 事業の種類 平戸和蘭商館跡周辺整備事業
- 第3 起業地
  - 1 収用の部分 長崎県平戸市崎方町字崎方町地内
  - 2 使用の部分 なし
- 第4 事業の認定をした理由
 

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

  - 1 法第20条第1号の要件への適合性
 

申請に係る事業は、長崎県平戸市崎方町字崎方町地内における「平戸和蘭商館跡周辺整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、史跡「平戸和蘭商館跡（以下「本件史跡」という。）」の区域内に位置する起業地に存する地下遺構に適切な保存措置を講じるとともに史跡公園の一部として整備し、本件史跡の適正な保存管理を図ろうとするものである。

起業者である平戸市は、本件史跡について文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の管理団体に指定されていることから、同条の規定によって、本件史跡の保存のため必要な管理及び復旧を行う権限を有しており、本件事業に必要な経費について財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

本件史跡の保存、管理及び活用については、平成18年度以降、本件史跡の管理団体である平戸市によって、1639年築造倉庫の復元（建物内部は博物館として資料を展示。）を始め、1637年築造倉庫及び1612年築造住居の遺構並びに1639年生糸商人建立日本家屋の一部の遺構の保存等が行われ、更にトイレやボードウォーク等周辺環境整備が行われ、史跡公園として、建物遺構等が適正に保存されるとともに地域住民の憩いの場としても活用されている。

しかしながら、1637年築造倉庫敷地と1612年築造住居敷地の間に建設されていた1639年生糸商人建立日本家屋の一部及び1618年築造（1637年増改築）住居の地下遺構は、民間の建物敷地となっていることから、保存措置が講じられないまま現在にいたっており、浸透水による遺構の毀損が危惧されている。

本件事業の完成により、1639年生糸商人建立日本家屋の一部及び1618年築造（1637年増改築）住居の地下遺構は適切な保存措置が施され、史跡公園の一部として整備されることから、本件史跡の適正な保存管理が図られるとともに、分離されていた史跡公園が一体化することから、史跡公園の内容の充実が図られることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

### (2) 失われる利益

起業者は、本件事業について、騒音や振動等の環境に配慮して施行し、確認された文化財については、記録保存等の措置を講じることとしている。また、平戸市教育委員会に確認したところ、本件事業に係る起業地及びその周辺には、保全の必要のある動植物は見受けられないとの回答を得ている。加えて、起業者は、保全の必要のある種が確認された場合、必要に応じて専門家の指導、助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、1639年生糸商人建立日本家屋の一部及び1618年築造（1637年増改築）住居の地下遺構に適切な保存措置を講じるとともに史跡公園の一部として整備し、本件史跡の適正な保存管理を図ることを目的とするものである。

本件事業に必要な起業地は、事業目的に必要な上記地下遺構の存する土地及び分離している史跡公園の敷地を一体化させるために有形的に見て必要な範囲の土地と認められる。また、起業者は、起業地を本件事業の用に供することについて、土地及び建物所有者の同意を得ていることから、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、起業地内に存する1639年生糸商人建立日本家屋の一部及び1618年築造（1637年増改築）住居の地下遺構は、保存措置が講じられないまま現在にいたっており、浸透水による遺構の毀損が危惧されることから、近年の局地的な異常降雨を考慮するとできるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長崎県平戸市役所（文化観光商工部文化交流課）

## 公 告

### 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年2月1日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 届出事項

##### (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県南島原市加津佐町乙274番地 1

荒木 二三好

長崎県南島原市加津佐町丙108番地 2

河野 工

##### (2) 加入区

加津佐町加入区

##### (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

島原半島南部漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書の縦覧

##### (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

##### (2) 縦覧場所

長崎県南島原市口之津町甲803番地43

島原半島南部漁業協同組合

### 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年2月1日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 届出事項

##### (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県南島原市深江町丙163番地 2

濱本 勝隆

長崎県南島原市深江町丁2309番地 2

濱本 龍二

##### (2) 加入区

深江町加入区

##### (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

深江町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県南島原市深江町丙131番地

深江町漁業協同組合

**都市計画の図書の縦覧（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月1日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）汚物処理場（101号 長崎市クリーンセンター）（長崎市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

**都市計画の図書の縦覧（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月1日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道（長崎市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

---

**監査委員公表**

---

**監査委員公表第1号**

令和3年10月6日付R03-21000-00630の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月1日

長崎県監査委員	濱 本 磨毅穂
同	砺 山 和 仁
同	吉 村 洋
同	坂 本 浩

3 交 管 第 9 8 号  
令和3年11月22日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様  
長崎県監査委員 砺山 和 仁 様  
長崎県監査委員 吉村 洋 様  
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 中村 法道  
( 公 印 省 略 )

令和3年度長崎県公営企業会計定期監査結果に  
係る措置について (通知)

令和3年10月6日付けR03-21000-00630の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

## 令和3年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

## 【1 指摘事項】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 破産更生債権等について</p> <p>回収に注意を要する破産更生債権等について、分類基準の運用を見直し、既存の破産更生債権等の債務者にかかる新規発生分は6か月の経過期間を待たず直ちに破産更生債権等として計上することとした結果、当年度末の破産更生債権等の額は61,052千円となり、前年度末に比べて632千円増加している。</p> <p>今後とも各債務者の状況を充分把握するとともに、法的措置も視野に入れ、関係法令の確認及び具体的方策の検討を行いながら、確実な回収に努めること。</p>	<p>破産更生債権等については、引き続き債務者の状況把握や具体的方策の検討を行い、未収金の回収に努める。</p>
<p>イ 入札事務について</p> <p>一般事務用パソコンの入札公告について、局内掲示板に掲載した調達台数と、ホームページに掲載した調達台数が異なっている。</p> <p>適正な入札事務を行うこと。</p>	<p>入札公告にあたっては、掲載時の公告内容の確認など、適正な事務処理に努める。</p>
<p>ウ 契約事務について</p> <p>業務用DVDソフトレンタルに係る契約について、変更契約書は保存されているが、当初契約書が保存されておらず、変更後の内容を反映した契約書を改めて作成し、当事者双方が当該契約書に押印している。</p> <p>変更契約書は、当初契約書を前提に作成されていることから、当初契約書を適正に保管すること。</p>	<p>契約事務の周知徹底を図り、適正な事務処理に努める。</p>

## 【2 意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 経営状況について</p> <p>令和2年度の経営成績は、総収益が41億2,437万円で、総費用は47億2,778万円、純損失は6億341万円となっており、前年度に比べ3億3,285万円悪化している。</p> <p>主な要因は、営業費用が人件費や軽油費の減などにより減少したものの、それ以上に営業収益が新型コロナウイルス感染症の影響などにより減少したことによるものである。</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症の影響や少子高齢化による人口減少など、交通事業を取り巻く厳しい経営環境の継続が懸念されることから、関係機関等からの補てん対策の検討や資産の有効活用等、あらゆる方面からの収支改善に努めるとともに、必要に応じて経営計画の見直しを行いながら、経営改善に努める必要がある。</p>	<p>コロナ禍等による環境の変化に対応するため、令和2年度に乗客減等に対応した路線バスの効率化や車両更新の抑制、資産の活用などを柱として経営計画を見直し、現在交通局職員が一体となってそれらに取り組むとともに関係機関へ要請等を行うなど経営改善へ努めている。</p>

3長振港漁第218号  
令和3年11月18日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様  
長崎県監査委員 砺山 和 仁 様  
長崎県監査委員 吉村 洋 様  
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 中村 法道  
(公印省略)

令和3年度長崎県公営企業会計定期監査結果に  
係る措置について (通知)

令和3年10月6日付けR03-21000-00630の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

## 令和3年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県港湾整備事業会計 所管部局：長崎港湾漁港事務所

## 【1 指摘事項】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 照明灯撤去工事について</p> <p>長崎港小江地区整備工事（照明灯撤去工）については、工場を建設する県有地購入企業が周囲を塀で囲う際に照明灯が支障となるため、照明灯の撤去及び分電盤の移設を実施するとしたものであるが、県が費用を負担して施工する理由が記録上明確でない。</p> <p>起工及び負担理由を十分に検討のうえ、その過程を書類に残す必要がある。</p>	<p>工事の施工に当たっては、経緯及び検討の内容を書面に残すとともに、起工理由を明確に記載するなど、よりわかりやすい事務処理に努めます。</p>

令和3年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県港湾整備事業会計 所管部局：長崎港湾漁港事務所

【2 意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 経営状況について</p> <p>令和2年度の経営成績は、総収益が1億6,174万円、総費用が2億8,569万円で、純損失は1億2,394万円となり、その主な要因は、土地売却収益等の営業収益4,394万円に対し、維持工事費等の一般管理費2億945万円が上回ったことによるものである。</p> <p>当会計は令和2年度末で閉鎖されたが、長崎県港湾整備事業財産管理基金等へ資産等が引き継がれているので、今後とも関係部局等とより一層の連携を図りながら、積極的に土地売却を推進し、収入の増加に努める必要がある。</p> <p>また、費用面においても、収支状況を勘案しながら、維持工事費など一般管理費の計画的な執行に努める必要がある。</p>	<p>令和2年度の純損失は1億2,394万円となっておりますが、令和3年2月定例県議会において議会の議決を経たうえで、資本金を減少させ、累積欠損金の補てんを行ったことにより、令和2年度末には未処分利益剰余金が6,345万円となっております。</p> <p>当会計の資産等は長崎県港湾整備事業財産管理基金へ引き継がれましたが、今後も積極的に土地売却を推進し、未売却地の早期売却を図ってまいります。また、財産管理に必要な維持工事等を計画的に実施しながら基金財産の適正管理に努めてまいります。</p>
<p>イ 土地売却について</p> <p>当会計における分譲用の造成土地の売却実績は、当年度においては1件、1,479㎡であり、前年度より14,144㎡減少しており、令和2年度の売却目標（20,000㎡）を達成していない。</p> <p>この結果、令和2年度末の長期貸付土地を除く未売却地はまだ17.0haあり、そのほとんどは福田神ノ島地区に残っている。</p> <p>未売却地である工業団地の売却促進の取組としては、福田神ノ島地区において、販売単価の見直しや分割分譲の実施、土壌汚染対策に要する費用を補助する制度の周知などにより売却条件の向上を図っている。このほか、引き合いがあった企業との継続的な情報交換、県や長崎市の企業誘致所管部局と連携しながらの営業活動などを行いながら売却促進に努めているところであるが、当年度の売却実績は、1件、1,479㎡にとどまっている。</p> <p>当会計から引き継がれた長崎県港湾整備事業財産管理基金においても、関係部局等とより一層の連携を図りながら、さらなる売却促進に注力する必要がある。</p>	<p>令和3年11月9日、神ノ島地区で1件、約2,600㎡の売買契約を締結しました。</p> <p>なお、福田神ノ島地区においては、本年度から大型区画における新たな道路整備を進めており、売却条件の向上を図っております。</p> <p>今後も、分譲チラシやホームページ等を活用しての広報宣伝や、土地の引合いのあった相手先企業と継続的な情報交換を積極的に行い、また、企業誘致部局と継続して連携しながら、残る土地のさらなる売却促進に努めてまいります。</p>
<p>ウ 非売却地の移管について</p> <p>会計閉鎖に向けた取り組みのうち非売却地の移管推進業務については、「会計閉鎖対策検討会議」において非売却地を長崎市（以下「市」という。）へ移管できるもの、県内部へ移管するもの、隣接の民間への売却等を行っていくものなど5区分に分類したうえで、市への移管や隣接者への売却等の交渉を行っている。</p> <p>当年度の実績は、隣接者へ22件1,117.63㎡の売却、市等へ7件1,338.57㎡の移管を行っている。</p> <p>さらに、法面の一部について市から移管の内諾を受け、境界杭の設置等の条件整備を進めるなど、非売却地の移管や売却に取り組んでいるところであるが、当年度末で61.0haが残っており、今後も維持管理費が必要となることから、費用対効果を勘案しながら、さらなる移管推進に取り組む必要がある。</p>	<p>令和3年度は、神ノ島地区等において2件、長崎市への移管を進めております。また、三重地区等において2件、隣接者へ払い下げを行っております。</p> <p>また、移管可能箇所については、随時、条件整備を実施しており、完了後、長崎市へ移管を行うこととしております。今後も費用対効果を勘案しながら、さらなる移管推進に努めてまいります。</p>

3水対第190号  
令和3年11月12日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様  
長崎県監査委員 砺山 和 仁 様  
長崎県監査委員 吉村 洋 様  
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 中村 法道  
(公印省略)

令和3年度長崎県公営企業会計定期監査結果に  
係る措置について(通知)

令和3年10月6日付けR03-21000-00630の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

**令和3年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置**  
**会計：長崎県流域下水道事業会計 所管部局：水環境対策課、県央振興局**  
**【1 意見】**

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 経営状況について</p> <p>令和2年度の経営成績は、総収益が12億4,587万円、総費用が11億2,155万円、純利益は1億2,433万円となっている。</p> <p>当会計の営業損益は、減価償却費等の影響により営業費用が営業収益を上回っていることから営業損失が6億2,838万円となっているが、経常損益は長期前受金戻入等により1億1,049万円の利益となっている。</p> <p>今後、当会計が安定的に事業を行っていくためには、中長期的な視野に立った計画的な経営に取り組む必要があるが、当会計が公表している収支計画（平成30年度～令和9年度）は、地方公営企業法適用前の特別会計時のままであり、減価償却費等が計上されていない。</p> <p>速やかに収支計画を企業会計ベースに改訂し、将来にわたる安定的な経営ができるよう努める必要がある。</p>	<p>大村湾南部流域下水道事業は、令和2年度から公営企業会計へ移行しており、現金の出し入れを伴わない収入・支出についても計上するなど、会計制度が変更となったことから、収支計画改訂の必要性は認識しております。</p> <p>しかし、収支計画に最も影響する終末処理場への汚水流入量の将来予測において、工場排水の見通しに一部流動的な部分が残っており、その行方によっては、今後の建設改良費にも無視できない変動が予想されることから、現状のデータを基にした収支計画は、精度の面で不十分と考えております。</p> <p>現在、建設改良計画の今後5～7年程度の見通しを記載する、下水道法上の「事業計画」の変更作業を流域関連市と連携して進めており、その中で関連市においては、一般家庭からの排水も含めた最新の排水量予測を行うための人口推計や排出事業者との調整作業を行っており、県においては、その結果により示される流入量に対応する建設改良計画をたて、それに要する費用の試算も行うため、収支計画については、変更後の事業計画を反映した改定を行った上で、公表することとしております。</p>
<p>イ 大村湾南部流域下水道事業の進捗状況等について</p> <p>大村湾南部流域下水道事業は、令和12年度を最終目標とした事業計画に基づき、終末処理場及び幹線管渠を整備しており、平成11年度末の一部供用開始以降、順次処理区域が拡大している。</p> <p>令和2年度末において、処理面積でみた進捗率は68.6%、処理人口でみた進捗率は89.5%、当終末処理場に係る1日最大処理能力に対して1日平均汚水処理量が占める割合は60.3%となっており、事業計画の目標が達成できるよう、関係市の取り組みも含めた事業計画なども検討し、計画的な事業執行に取り組む必要がある。</p> <p>一方、処理水質に関しては、平成27年3月に策定した「大村湾流域別下水道整備総合計画」において終末処理場での窒素及びリンの計画処理水質を定め、既存施設の高度処理化に向けた建設改良事業を行っている。</p> <p>当面、全6系列のうち3系列の高度処理化工事を令和4年度までに行い、その効果等を確認した後、残工事に着手することとしているので、今後の事業実施に当たっては、それまでの高度処理化工事による効果の検証を適宜行う必要がある。</p>	<p>大村湾南部流域下水道事業については、県と、流域の関連市である諫早、大村両市で「大村湾南部流域下水道事業連絡協議会」を設置し、毎年5回の定期協議を行って、事業計画の策定や事業運営等について、密接な連携を図っております。</p> <p>本事業は、関連市が流域関連公共下水道で汚水を集め、本事業の幹線管渠に受け入れ、終末処理場で処理することから、事業計画は相互に整合させる必要があるため、現在、同時作業で最新の汚水流入量予測に対応する事業計画の変更作業を行っております。</p> <p>また、処理水質については、毎年、県が実施している大村湾17地点の水質調査の結果を基に、高度処理化の検証を行っており、今後も必要に応じて事業計画への反映を検討することとしております。</p>

## 長崎県病院企業団規程

長崎県病院企業団電子署名規程をここに公表する。

令和4年2月1日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

### 長崎県病院企業団管理規程第1号

長崎県病院企業団電子署名規程

(趣旨)

第1条 この規程は、電子署名並びに電子署名を付するに当たり使用する鍵情報等の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子文書 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (2) 電子署名 電子文書について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 当該電子文書が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
  - イ 当該電子文書について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- (3) 鍵情報等 公開鍵証明書、公開鍵証明書に対応する秘密鍵並びに公開鍵証明書及び公開鍵証明書に対応する秘密鍵を格納した媒体をいう。
- (4) 公開鍵 公開鍵暗号方式（互いに類推できない一対の鍵を用いる暗号方式をいう。以下同じ。）で使用される電子的な鍵のうち公開される方の鍵をいう。
- (5) 秘密鍵 公開鍵暗号方式で使用される電子的な鍵のうち秘密にされる方の鍵をいう。
- (6) 認証局 電子証明書（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成及び管理を行う機関等をいう。
- (7) 公開鍵証明書 認証局が、公開鍵及び発行対象を識別する情報を含むデータに対応して発行した電子証明書で、その正当性を保証する認証局自身の電子署名を付与したものをいう。
- (8) PIN 鍵情報等から秘密鍵を利用する際に必要な符号である個人識別番号をいう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、企業長が定める認証局が発行する鍵情報等を用いて行うものとする。ただし、特別の用途に使用する場合であって、当該鍵情報等を用いて電子署名ができない場合は、企業長の承認を得なければならない。

(電子署名の職名又は組織名等)

第4条 電子文書を施行するために必要な長崎県病院企業団の電子署名の職名又は組織名等及び鍵情報等の管守者（以下「鍵情報等管守者」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する職名又は組織名等以外の電子署名を行おうとする者は、企業長の承認を受けなければならない。

(鍵情報等管守者)

第5条 鍵情報等管守者は、鍵情報等を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難及び不正使用等のないよう適切な措置を講じ、厳重に保管し、及び管理しなければならない。

2 鍵情報等管守者は、PINを鍵情報等とは別に管理するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、鍵情報等管守者は、鍵情報等の発行、更新、廃止及び失効の申請を行うものとする。

4 鍵情報等管守者に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定められた者がその職務を代行するものとする。

(鍵情報等行使者)

第6条 電子署名を付与する事務を行うため、鍵情報等行使者を置く。

2 鍵情報等行使者は、鍵情報等管理者の定めるものとする。

3 鍵情報等行使者は、電子署名を付与する電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認しな

ければならない。

(鍵情報等の発行)

第7条 鍵情報等管守者は、鍵情報等を新規に作成する必要がある場合は、鍵情報等の使用開始の1か月前までに、企業長に対し鍵情報等の発行を鍵情報等申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

2 前項の鍵情報等は、一の職名又は組織名について複数発行しないものとする。ただし、一の鍵情報等のみでは事務の円滑な処理に支障を来すおそれがあると企業長が認める場合は、この限りでない。

(鍵情報等の更新)

第8条 鍵情報等管守者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、企業長に対し鍵情報等の更新を鍵情報等申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

(1) 鍵情報等の有効期間満了後も引き続き当該鍵情報等を使用しようとする場合

(2) 組織変更等により証明書記載情報の変更が発生する場合

(3) 鍵情報等の破損、紛失、盗難等の事故又は失効により更新の必要が発生した場合

2 前項第1号及び第2号に規定する鍵情報等の更新の申請は、鍵情報等の使用開始の1か月前までに行わなければならない。

(鍵情報等の廃止)

第9条 鍵情報等管守者は、鍵情報等を廃止しようとする場合には、企業長に対し鍵情報等の廃止を鍵情報等申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

(鍵情報等の事故報告、失効)

第10条 鍵情報等管守者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに企業長へ鍵情報等事故報告書(様式第2号)により報告しなければならない。

(1) 鍵情報等が物理的又は電磁氣的破損により使用できなくなった場合

(2) PINの忘失により鍵情報等が使用できなくなった場合

(3) 鍵情報等について盗難、紛失その他の事故があった場合

(4) 災害等により鍵情報等の所在が不明となった場合

(5) PINが漏えいした場合

(6) 鍵情報等が不正に使用され、又は不正に使用され得る状態になった場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、鍵情報等が危たい化(盗難、漏えい等により他人によって使用され得る状態になることをいう。以下同じ。)し、又は危たい化するおそれがある場合

2 鍵情報等管守者は、前項第3号から第7号までの規定に該当する場合には、企業長に対し鍵情報等の失効申請手続を依頼しなければならない。

(鍵格納媒体の管守場所等の変更)

第11条 鍵情報等管守者は、鍵格納媒体の管守場所又は鍵情報等管守者の変更があった場合には、企業長に対し速やかにその内容を鍵情報等管理状況変更報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

(鍵格納媒体の廃棄)

第12条 鍵情報等管守者は、鍵情報等の更新又は廃止により不要となった鍵情報等については、格納された秘密鍵情報が漏えいしないように、裁断等適切な方法により廃棄しなければならない。

2 鍵情報等管守者は、鍵情報等の廃棄を行った場合には、企業長に対し廃棄状況を鍵情報等管理保管状況変更報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

(鍵情報等の管理)

第13条 鍵情報等は、管守場所以外に持ち出してはならない。

(鍵情報等の使用)

第14条 鍵情報等を使用しようとするときは、電子署名をすべき電子文書に決裁文書その他の証拠書類を添えて鍵情報等行使者の承認を受けなければならない。

2 鍵情報等を使用する者は、そのつど鍵情報等管理簿(様式第4号)に所要事項を記載しなければならない。

(鍵情報等に関する記録)

第15条 鍵情報等管守者は、鍵情報等管理台帳(様式第5号)を備え、第7条から第12条までの規定による申請又は報告の内容を記載しなければならない。

附 則

この規程は、令和4年2月2日から施行する。

## 別表（第4条関係）

番号	職員又は組織名等	鍵情報等管守者
1	企業長	長崎県病院企業団本部総務部長
2	第4条第2項の規定により設けた署名	企業長が定める者

様式第1号（第7条、第8条、第9条関係）

鍵 情 報 等 申 請 書

企業長 様 <span style="float: right;">年 月 日</span>	
鍵情報等管守者職氏名	
名 義	
証 明 書 の 種 類	
鍵 情 報 等 管 守 者	
管 守 場 所	
使 用 用 途	
申 請 の 種 類	新規発行・更新・廃止・失効
【申請理由】	
使用開始年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日

様式第2号（第10条関係）

## 鍵情報等事故報告書

企業長 様		年 月 日	
鍵情報等管守者職氏名			
証明書の名義			
証明書の種類			
管守場所			
事故発生日時	年 月 日	事故発生場所	
【事故内容】			
【事故発生時管理状況】			

様式第3号（第11条、第12条関係）

## 鍵情報等管理状況変更報告書

企業長 様		年 月 日
鍵情報等管守者職氏名		
証明書の名義		
証明書の種類		
鍵情報等管守者(現行)		
管守場所(現行)		
鍵情報等管守者(新規)		
管守場所(新規)		
廃棄年月日		
廃棄の方法		
【変更事由】		
管理状況変更年月日	年 月 日	

様式第4号 (第14条関係)

鍵情報等管理簿

年月日	使用目的	使用場所	番号	件名	決裁日	署名件数	使用者

様式第5号（第15条関係）

発行鍵情報等管理台帳

NO.

シリアル番号	名 義		
	鍵情報等管守者		
	証明書の種類		
	管 守 場 所		
	有 効 期 限	開始	
		終了	
	廃棄年月日及び方法		
廃 棄 の 理 由			
シリアル番号	名 義		
	鍵情報等管守者		
	証明書の種類		
	管 守 場 所		
	有 効 期 限	開始	
		終了	
	廃棄年月日及び方法		
廃 棄 の 理 由			
シリアル番号	名 義		
	鍵情報等管守者		
	証明書の種類		
	管 守 場 所		
	有 効 期 限	開始	
		終了	
	廃棄年月日及び方法		
廃 棄 の 理 由			
シリアル番号	名 義		
	鍵情報等管守者		
	証明書の種類		
	管 守 場 所		
	有 効 期 限	開始	
		終了	
	廃棄年月日及び方法		
廃 棄 の 理 由			

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四

印刷所  
長崎市榑島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト